# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書の訂正報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年11月11日 |
| 【会社名】 | 株式会社ダイドーリミテッド |
| 【英訳名】 | DAIDOH LIMITED |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長執行役員グループCOO　　成　瀬　　功　一　郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区北品川六丁目７番29号 |
| 【電話番号】 | 03(5422)8209 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員　経営管理室室長　　林　　修　平 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区北品川六丁目７番29号 |
| 【電話番号】 | 03(5422)8209 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員　経営管理室室長　　林　　修　平 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町２番１号)<br>株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄三丁目８番20号) |

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2026年10月１日開催の取締役会において、2026年12月１日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社ダイドーフォワード（以下「ダイドーフォワード」といいます。）を吸収合併（以下「本合併」といいます。）することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号及び第７号の３の規定に基づき、2026年10月１日付で臨時報告書を提出しておりますが、2026年11月11日開催の取締役会において、本合併の効力発生日を2027年１月１日に変更すること及びダイドーフォワードとの間で当該効力発生日の変更に係る合併契約変更契約を締結することを決議し、異動年月日を変更いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

２　報告内容

１．特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号に基づく報告）

（３）当該異動の理由及びその年月日

②　異動の年月日

２．吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３に基づく報告）

（３）当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

③　その他の吸収合併契約の内容

（６）合併契約の内容

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

２　報告内容

１．特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号に基づく報告）

（３）当該異動の理由及びその年月日

②　異動の年月日

（訂正前）

2026年12月１日（予定）

（訂正後）

2027年１月１日（予定）

２．吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３に基づく報告）

（３）当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

③　その他の吸収合併契約の内容

（訂正前）

当社及びダイドーフォワードが2026年10月１日に締結した合併契約の内容については、下記「（６）合併契約の内容」をご参照ください。

| | |
|---|---|
| 臨時株主総会基準日公告日 | 2026年９月15日 |
| 臨時株主総会基準日 | 2026年９月30日 |
| 取締役会決議日 | 2026年10月１日 |
| 合併契約締結日 | 2026年10月１日 |
| 臨時株主総会決議日 | 2026年11月19日（予定） |
| 合併予定日（効力発生日） | 2026年12月１日（予定） |

（注）本合併は、当社において合併差損が生じる可能性があるため、会社法第796条第２項ただし書及び第795条第２項第１号の規定により、当社において合併契約承認の株主総会を開催することといたしました。なお、ダイ

ドーフォワードにおいては会社法第784条第1項の規定による略式合併が認められているため、同社においては合併契約承認の株主総会は開催いたしません。

（訂正後）

当社及びダイドーフォワードが2026年10月１日に締結した合併契約及び2026年11月11日に締結した合併契約変更契約の内容については、下記「(６) 合併契約の内容」をご参照ください。

| | |
|---|---|
| 臨時株主総会基準日公告日 | 2026年９月15日 |
| 臨時株主総会基準日 | 2026年９月30日 |
| 取締役会決議日 | 2026年10月１日 |
| 合併契約締結日 | 2026年10月１日 |
| 効力発生日変更取締役会決議日 | 2026年11月11日 |
| 合併契約変更契約締結日 | 2026年11月11日 |
| 臨時株主総会決議日 | 2026年11月19日（予定） |
| 合併予定日（効力発生日） | 2027年１月１日（予定） |

（注）本合併は、当社において合併差損が生じる可能性があるため、会社法第796条第２項ただし書及び第795条第２項第１号の規定により、当社において合併契約承認の株主総会を開催することといたしました。なお、ダイドーフォワードにおいては会社法第784条第１項の規定による略式合併が認められているため、同社においては合併契約承認の株主総会は開催いたしません。

(６) 合併契約の内容

（訂正前）

当社及びダイドーフォワードが2026年10月１日に締結した合併契約の内容は、次のとおりです。

(中略)

（訂正後）

当社及びダイドーフォワードが2026年10月１日に締結した合併契約の内容は、次のとおりです。

(中略)

また、当社及びダイドーフォワードが2026年11月11日に締結した合併契約変更契約の内容は、次のとおりです。

吸収合併契約変更契約書（写し）

株式会社ダイドーリミテッド（以下「甲」という。）及び株式会社ダイドーフォワード（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した2026年10月１日付吸収合併契約書（以下「原契約」という。）について、以下のとおり吸収合併契約変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

なお、本変更契約に特に定めがある場合を除き、原契約において定義された用語は本変更契約においても同一の意味を有するものとする。

（効力発生日の変更）

第１条　原契約第２条（効力発生日）を、以下のとおり変更する（変更箇所は下線部）。

（変更前）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年12月１日とする。ただし、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（変更後）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2027年１月１日とする。ただし、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（原契約の効力の維持）

**第２条**

**本変更契約は、原契約と一体のものとして、原契約の一部をなし、原契約は本変更契約締結日以後本変更契約に従って変更されたものを意味するものとし、本変更契約に規定するところを除き、原契約の各規定はその定めるところに従い引き続き効力を有するものとする。**

**以上、本変更契約の成立を証するため、本書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有し、乙はその写しを保有する。**

**2026年11月11日**

**（甲）株式会社ダイドーリミテッド**
**代表取締役社長執行役員 グループCOO　成瀬　功一郎　　印**

**（乙）株式会社ダイドーフォワード**
**代表取締役社長　今井　和俊　　印**